

感染症対策に係る広域自治体と指定都市の役割分担等に関する 指定都市市長会要請

昨年1月に我が国において新型コロナウイルスの感染が確認され、感染が拡大する中、全国20の指定都市は、一刻も早くこの状況を乗り越えるため、医療機関や関係団体と緊密に連携し、感染拡大防止等に全力で取り組んできた。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく権限が広域自治体である道府県の知事に集中している中で、新型コロナウイルス感染症対策に欠かせない積極的疫学調査や健康観察などについては、保健所行政を担う指定都市が重要な役割を果たしている。

去る6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、大都市圏における道府県と市町村との関係について、新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、地方制度調査会等において検討を進め改善に向けて取り組むとともに、国と地方の新たな役割分担について、法整備を視野に入れつつ検討を進める方針が打ち出されている。

こうした状況を踏まえ、いわば非常事態への対応といえる感染症対策について、国、道府県、指定都市の役割分担の見直しを前進させ、最前線で取り組むことになる保健所や地方衛生研究所、高度医療機関を有する指定都市が、圏域の中枢としてその資源を効果的に活用し、地域の実情に応じた柔軟かつ機動的な感染症対策を主体性をもって実施できるようにするとともに、新たな感染症への備えを万全にするため、以下のとおり要請する。

- 1 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、医師等への医療従事の要請・指示などの道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できること。また、法改正の検討を進める際には、感染症対策の現場を知る指定都市に対し、意見聴取を行うこと。
- 2 指定都市など大都市部において、多数の新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生している状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などの感染症対策に係る緊急的な交付金は、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に活用できるよう、指定都市を直接交付の対象にすること。

- 3 特に人口や人流が集中する指定都市に対しては、全国的な感染拡大防止に向けた戦略的なワクチン供給を行うとともに、ワクチン配分について希望する指定都市が国と直接調整を行えるようにすること。
- 4 感染症対策の中核的な機関である保健所、地方衛生研究所及び感染症情報センターについて、新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴い、職員に負担が生じていることを踏まえ、今後の感染症対策に備えて中長期的な視点も含め体制・機能を強化、充実するよう、更なる支援を行うこと。

**令和 3 年 11 月 19 日
指 定 都 市 市 長 会**